

政令第三十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表四十四の項中「七千円」を「一万四百円」に改め、同表五十二の項の5のイ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項の5のロ中「八千七百円」を「一万三千三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項の5のハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項の5のホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項の6のイ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項の6のロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表六十一の項の上欄中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項の1中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に、「七千円」を「八千二百円」に改め、同

項の2中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項の4及び5中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表六十六の項の3中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表七十三の項の3中「二千百円」を「二千七百円」に改め、同表七十九の項のハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表八十一の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表八十七の項の4中「二万四千百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額の標準を改定する必要があるからである。